

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、押印のうえ学校に提出してください。

奨学生番号、学籍番号、提出日、生年月日、学歴、フリガナ、氏名(自署)の記入欄

変更後の借入金額(予定)の記入欄

※変更後の借入金額は、貸与期間中に貸与される総額(増額分を含む)を記入してください。(月額とは異なります。)
※借入金額を訂正する場合は、『変更後の借入金額(予定)欄の訂正方法について』を参照してください。
人的保証の場合は、本人・連帯保証人・保証人の訂正印が必要です。また、訂正金額は全ての桁(ゼロも含める)を上部余白に記入してください。
※本願(届)による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。

■ 月額変更 (裏面の「第一種奨学金変更可能月額一覧表」を参照して記入してください。)

本人現住所、家族住所、変更内容、従前の奨学金月額、変更理由の記入欄

■ 保証制度 ※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。

人的保証、機関保証の記入欄

■ 本人が未成年者の場合のみ記入
上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は後見人の住所、氏名、電話番号の記入欄

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のごときで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。奨学金申込時の「親権者又は後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 年 月 日

学校名 関係課長(※) 職印

※証明者は課長相当職以上の方としてください。なお、職印の押印・省略については、各学校の公印取扱規程等の定めに基づき取扱ってください。

学校記入欄(必須)、返還誓約書提出、電話番号(担当者名)の記入欄

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機関が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

異動・補導係 郵送必要 入力不可

第一種奨学金変更可能月額一覧表(平成17年度以降入学者の場合)

区 分		自宅月額	自宅外月額	自宅・自宅外低月額
大学	国公立	① 45,000円	② 51,000円	③ 30,000円
	私立	① 54,000円	② 64,000円	③ 30,000円
短期大学	国公立	① 45,000円	② 51,000円	③ 30,000円
	私立	① 53,000円	② 60,000円	③ 30,000円
大学通信教育(通年スクーリング)		① 54,000円	② 64,000円	③ 30,000円
大学院	修士・博士前期課程及び専門職大学院の課程	①② 88,000円		③ 50,000円
	博士・博士後期課程	①② 122,000円		③ 80,000円
高等専門学校 (1～3年次)	国公立	① 21,000円	② 22,500円	③ 10,000円
	私立	① 32,000円	② 35,000円	③ 10,000円
高等専門学校 (4・5年次)	国公立	① 45,000円	② 51,000円	③ 30,000円
	私立	① 53,000円	② 60,000円	③ 30,000円
専修学校専門課程	国公立	① 45,000円	② 51,000円	③ 30,000円
	私立	① 53,000円	② 60,000円	③ 30,000円

「第一種奨学金貸与月額変更願(届)」(以下、「月額変更願」という。)は、上表及び下記事項に留意のうえ記入してください。

A. 通学形態変更あり

1. 自宅通学から自宅外通学に変更する場合

(1) 月額が変更しない場合: 自宅外通学であっても、自宅月額(又は自宅・自宅外低月額)のままの貸与希望の場合、「月額変更願」は提出不要。

(2) 月額を増額変更する場合

上表①→②又は③→②に変更する場合: 「月額変更願(増額)」とあわせて、自宅外である事実を確認できるものを学校に提出する。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書の添付が必要。

(3) 月額を減額変更する場合

上表①→③に変更する場合: 「月額変更願(減額)」を学校に提出。自宅外である事実を確認できるものは提出不要。
人的保証選択者であっても連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書の添付はともに不要。

2. 自宅外通学から自宅通学に変更する場合

(1) 月額が変更しない場合: 自宅外通学であっても、自宅外月額を選択していなかった場合、「月額変更願」の提出は不要。

(2) 月額を増額変更する場合

上表③→①に変更する場合: 「月額変更願(増額)」を学校に提出。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書の添付が必要。

(3) 月額を減額変更する場合

上表②→①, ①→③又は②→③に変更する場合: 「月額変更願(減額)」を学校に提出。
人的保証選択者であっても連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書の添付はともに不要。

※②→①の減額は必ず提出が必要です(大学院を除く)。提出が遅れた場合は遡及して減額処理を行います。

B. 通学形態変更なし

(1) 月額を増額変更する場合

上表①→②, ③→①又は③→②に変更する場合: 「月額変更願(増額)」を学校に提出。
人的保証選択者の場合、連帯保証人・保証人の自署・押印及び印鑑登録証明書の添付が必要。

※元々自宅外通学だが、自宅通学の月額を貸与の者が、自宅外通学の月額に変更する場合も含む。

(2) 月額を減額変更する場合

上表を②→①, ②→③又は①→③に変更する場合: 「月額変更願(減額)」を学校に提出。

※通学形態に変更はないが、自宅外月額を自宅月額に変更する場合。